

交通機関の不通または荒天時の登校に関する規程（令和8年改定）

1 通学に使用している交通機関が不通のため登校できない場合

- (1) 他の経路・方法で登校できる場合には、安全に十分に注意して登校する。
- (2) 他の経路・方法で登校できない場合には、運転が再開され次第、安全に十分注意して登校する。
- (3) 午前10時の時点で、運転が再開されない場合は、自宅学習とする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)による遅刻・欠席・欠課については、出席扱いとする。

2 特別警報・レベル5特別警報が発令されている、もしくは熱中症特別警戒アラートが発表されている場合

登校する日の6:00の時点で特別警報・レベル5特別警報・熱中症特別警戒アラートが解除されていない場合は、非常に危険な状況にあるため全日自宅学習とする。

3 レベル4危険警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令されている場合

- (1) 八王子市に上記の警報が発令されている場合、生徒の登校は以下のとおりとする。
 - ① 5:59までに上記の警報が解除された場合、平常通り登校とする。
 - ② 6:00～7:59までに上記の警報が解除された場合、10:30分登校（3時限目から）とする。
 - ③ 8:00～9:59までに上記の警報が解除された場合、13:05分登校（5時限目から）とする。
 - ④ 10:00を過ぎても、上記の警報が解除されていない場合、全日自宅学習とする。
- (2) 八王子市に上記の警報が発令されていないが居住している地区で上記の警報が発令されている場合は、各自安全に十分に注意して、可能であれば登校すること。
- (3) 上記(1)、(2)による遅刻・欠席・欠課については、出席扱いとする。

※ レベル3大雨警報のみが発令されている場合は登校とする。

※ 熱中症警戒アラートが発表されている場合は登校とする。

※ 荒天時の登校については、HP等で発信する予定であるが、発信まで時間がかかることがあるため、各自、ニュース・気象庁HP等で確認し、判断すること。